

鳥取県地震防災調査研究委員会運営要綱（案）

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第7条の規定に基づき、鳥取県地震防災調査研究委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

（組織）

第1条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第3条 委員は、調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する者をもって充てる。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員会及び部会とする。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、地震津波の防災に関する有識者に対してその意見を聴くために出席を求めることができる。

5 委員会は、委員会の審議において、前項の規定により出された意見を尊重するものとする。

（部会）

第6条 委員会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

（1）鳥取県の地震・津波による被害想定に関する事項 被害想定部会

（2）鳥取県の津波浸水想定に関する事項 津波浸水想定部会

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

6 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した部会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

8 委員会は、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

9 部会は、必要があると認めるときは、地震津波の防災に関する有識者に対してその意見を聴くために出席を求めることができる。

10 部会は、部会の審議において、前項の規定により出された意見を尊重するものとする。

（庶務）

第7条 委員会及び部会の庶務は、鳥取県危機管理局危機管理政策課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

（初回の委員会の招集）

2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、委員会の庶務を行う課の長が行う。